

公益社団法人花巻市シルバー人材センター支所設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業を円滑に執行するために支所を設置し、その処務について必要な事項を定めるものとする。

(支所の設置)

第2条 センターは、次の支所を置き、地域を所掌する。

- (1) 石鳥谷支所：花巻市石鳥谷町地域
- (2) 東和支所：花巻市東和町地域
- (3) 大迫支所：花巻市大迫町地域

(支所の職員)

第3条 センターは、支所に次の職員を置くことができる。

- (1) 支所長
- (2) その他の職員

(職務)

第4条 支所長は、センター事務局規程に規定する事務局長（以下「事務局長」という。）の命を受け、支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 その他の職員は、支所長の命を受け、事務を処理する。

(分掌事務)

第5条 支所は地域内における、次のことについて掌理する。

- (1) 文書の收受、発送及び整理保管に関すること。
- (2) 会員の入退会届の事務局への経由、整理に関すること。
- (3) 資金の收受に関すること。
- (4) 関係諸団体との連携に関すること。
- (5) 業務の受注、開拓及び会員との連絡並びに業務の配分に関すること。
- (6) 就業会員の安全管理に関すること。
- (7) センター事業としての調査研究に関すること。
- (8) その他センター運営上必要なこと。

(決裁及び手続き)

第6条 事務処理は、原則として、回議を経て事務局長の決裁を受けなければならない。

(支所長の代行)

第7条 支所長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を事務局長が代行する。

(委任)

第8条 その他この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。